

愛知県環境審議会自然環境保全部会 会議録

1 日時

平成 28 年 1 月 25 日（月） 午後 2 時から 3 時 35 分まで

2 場所

愛知県自治センター 6 階 602 会議室

3 出席者

(1) 委員

織田部会長、田中委員、戸丸委員、夏原委員、石田専門委員、佐藤専門委員、増田専門委員、渡邊専門委員（以上 8 名）

(2) 事務局

愛知県環境部：伊藤技監

愛知県環境部自然環境課：陣内課長、伊藤主幹、太田課長補佐、夏目課長補佐、松下主査、粕田主任、山田主任、多賀主任、（以上 8 名）

(3) 傍聴人

なし

4 議事

(1) 審議事項 ア 指定希少野生動植物種の指定について

- ・事務局から、資料に基づき説明

<質疑応答>

[夏原委員] 指定希少野生動植物種は、どの単位で種の指定を行うものなのか？

[事務局] レッドリストの掲載レベルに合わせている。

[織田部会長] 条例の指定要件には、種を基本としており、地方種族や変種についての考えは示されていないが、保護を優先して種まで認定されていない段階でも指定をし、保護していこうという発想ではないかと思う。

[織田部会長] 指定要件に種と強調されているが、固守しすぎると指定、解除に弊害もあるため、希少として選定した専門家の意見を尊重し、指定により保護することが大事である。

[織田部会長] 修正するような意見はないので、原案どおり承認ということにする。

- ・各委員から異議なし

(2) 審議事項 イ 生息地等保護区の指定について

- ・事務局から、資料に基づき説明

<質疑応答>

[田中委員] 今回の指定面積が 0.03ha で大丈夫なのか？

[事務局] 指定区域は生育範囲に余裕を持たせて設定しており、十分と考えている。

[渡邊専門委員] 本来は拵げた範囲で指定した方が良いと思うが、シカの食害を受けており、食害対策として生育範囲よりも広めに設置した保護柵の範囲を指定区域としている。

将来的には、種子繁殖により広がった範囲まで拡げていければ望ましいが、保護柵がどこまで拡げられるか及び植生遷移を抑制するための除草がどこまでできるかを考える必要がある。

[夏原委員] 何かの偶然でシカが侵入し、減少した場合に、種子を取って別の場所で増やして繁殖地を拡げる必要はないのか？

[渡邊専門委員] 指定区域外でも離れたところに本種は点在している。種子を持ち出して保全する方法も考えられるが、最終手段と考える。基本的に外へ持ち出した個体は、元には戻せない。今後、定期的に監視し、除草も含めて管理していくことになると思う。

[事務局] 保護柵の設置にあたっては、県の森林・林業技術センターの指導を得ながらリサイクル材を活用して設置している。現在のところ、シカの侵入はないものと考えている。

[戸丸委員] 希少性が高いものについて、立入制限地区をなぜ指定しないのか？また、立入制限地区の周囲に管理地区、管理地区の周囲にバッファゾーンとしての監視地区といったゾーニングをなぜ設定しないのか？

[事務局] 立入制限地区は、管理地区内に設定するものであるが、立入制限地区を設けると安易に職員も入れなくなってしまう管理面でも支障を生ずるおそれがあるため、対象となる行為を許可により規制する管理地区のみの設定とした。

指定区域は、生育範囲に余裕を持たせて設定しており、今回は全てを管理地区とすることを考えている。

[織田部会長] 人間が管理しないと保全できない植物なのか？

[渡邊専門委員] 植物の遷移が進み、消滅してしまうものである。適当な除草作業が必要である。

[織田部会長] 希少性が高いのであれば、人為的に種子を取って、地域に撒いて増やすことはできないか？

[渡邊専門委員] 現状のまま保護柵を設置し、除草等の管理を数年続ければ、個体数が増えていくと思う。それに伴い、保護柵を拡げ、管理区域を拡げていき、自然状態で拡がるようにした方がよい。種子を撒けば確実に増えるかというところでもない。自然の回復を待つ方がよい。

[石田専門委員] 参考として言うが、保護柵は進歩している。ノリ網で囲う手法は、人がある程度シカに柵を破られていないか監視するという条件付きである。最近では、造林地などではスチール入りの少し丈夫なものに変えている傾向がある。

[織田部会長] 修正するような意見はないので、原案どおり承認ということにする。

- ・各委員から異議なし

(3) 審議事項 ウ 石巻山多米県立自然公園の公園計画の変更について

- ・事務局から、資料に基づき説明

<質疑応答>

[田中委員] 静岡県との県境であるが、静岡県側は公園となっているのか？

[事務局] 静岡県側の現状は調べていない。確認して改めて説明する。

[田中委員] 登山道など静岡県側と整合をとれば、利用しやすくなると思う。

[織田部会長] 廃止する歩道は、現在は使われていないのか？どういった状況か？

[事務局] 当初、歩道整備する計画があり、公園計画に位置付けていたが、計画がなくな

ったことから、今回、変更を行い、削除するものである。

[石田専門委員] パブリックコメントにあるとおり、寺の境内地を自然公園に指定するものなのか？

[事務局] 自然公園を指定する際に、自然の風致景観だけでなく、その地域の文化財としての価値も加味している。

[夏原委員] パブリックコメントで公園区域から外して欲しい意見があるが、理由は把握しているのか？

[事務局] 一般の方の踏み荒らしや時間を守らずに立ち入られるのは迷惑であること、自身の土地でも家の建て増しなどに規制がかかり手続きが面倒となるといったことが理由でそのような意見をいただいたと考えている。

[織田部会長] 修正するような意見はないので、原案どおり承認ということにする。

- ・各委員から異議なし
- ・これまでの審議事項の結果について、環境審議会の会長に報告することとする。

5 報告事項

(1) いらごさららパークの整備状況について

- ・事務局から、資料に基づき説明

<質疑応答>

[夏原委員] 天地返しを行った箇所は、海岸植生を再生する計画かと思うが、池の水は真水であり、今後、継続して海浜植生を維持はできるのか？

[増田専門委員] 天地返しの状況を調査している。砂が動いている部分は、海浜性の植物が再生していたが、外来種の侵入があり、ほぼ外来種となった。それを防止するため、海水を撒いたり、砂を撒いたり植生管理の手法の検討を県で行っている。その結果、外来種は抑制できている。今後も県が検討していくと思われる。

[事務局] 外来種対策は非常に難しいとの認識のもとに、御指導を受けながらトライアンドエラーで、海浜植生を復活できればと考えている。現状では、御指摘のように外来種が抑えられているため、専門家の御指導を受けながら工夫しながらやっていきたいと考えている。

今年度、実施している湿地植生の再生のための天地返しの部分については、夏原委員御指摘のように真水であり、護岸のヨシの回復を目指していく箇所である。

[増田専門委員] ハマゴウの群落やハマヒルガオ、ハマアオスゲの生育は見られ、天地返しの成果は見られている。